

協働環境委員会会議録

令和4年4月27日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：40

【 案 件 】

1. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
2. 地域公共交通について

【 報告事項 】

1. 急患センターの運営のあり方について （健幸保健課）

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。

本件を審査するに当たり、提出者のうち、江口議員が補足説明を行い、江口議員及び小幡議員が質疑に対する答弁をしたい旨の申出がっております。

お諮りいたします。本委員会として、江口議員及び小幡議員に出席を求めることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、江口議員及び小幡議員に出席を求めることに決定いたしました。江口議員及び小幡議員は、提出者席にお着きください。

それでは、本件について、提出者の補足説明を求めます。

○江口議員

まず説明に当たり、資料の提出をさせていただきたいと思います。私どものほうで資料を作っておりますので、提出させていただきたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

ただいま提出者から、補足資料を提出したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。補足資料の提出を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

休 憩 10：01

再 開 10：01

委員会を再開いたします。

補足資料をサイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いいたします。

○江口議員

まず、資料の概略についてご説明いたします。資料1というものが、私どもの作成した条例案と、それと参考にした条文等、大阪府並びに神戸市との条例との比較というふうな形になりますので、これに基づいて、後ほど詳しく説明をさせていただきます。資料2に関しては、大阪府が作成した「太陽光発電施設に関する市町村条例のひな形について」という文書であります。大阪府が、大阪府下の市町村に対して、太陽光発電施設に関する条例を作成するときのひな形として示したものになります。資料3は、神戸市の条例になります。資料3は、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」になります。そして、資料4につい

ては、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例、同様な条例の制定状況に関する資料になります。この資料につきましては、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会というものが、政府のほうで行われております。その説明資料の27ページになります。経産省が出した説明資料の27ページになります。そして、資料5に関しては、今ご説明したものを含めてリンクを張っております。この中で、大阪府関連として、先ほどの条例のひな形とかを収めております大阪府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制に関するリンク、並びに神戸市関連として、神戸市条例関連サイト、こちらの中では手引きであったりとか、規則であったりとか、そういったものが見ることができます。また、神戸市が条例を整備するきっかけに関する記事2本、そして太陽光発電の設置状況、飯塚市の太陽光発電設備の設置状況、昨年12月分が公表されておりますので、そちらを抜粋して1枚のエクセルの表に、そしてまたその下に関しては、その出典、どこから出たのかというのが、その下のほうになります。また併せて、関連記事に関するリンクを張っております。そして最後の資料6というのが、今お話をした関連記事です。太陽光発電に関するネットの記事の抜粋になります。題名と日時とそのサイトへのリンクを張っております。後ほどゆっくり見ていただきましたらと思っております。

それでは、資料1に基づいて、条例について説明させていただきます。3月議会での本会議の質疑のときにも、私どもの条例については、大阪府のひな形、そしてまた神戸市の条例を大きく参考にさせていただいたとお話をしております。その分を1条1条についてご案内いたします。この見方に関しては、一番上、目的の横に大阪1と書いてあると思います。青で塗っている部分。これは、大阪府の第1条を参考にしていますという形になります。そしてその下の四角で囲っているところ、こちらの中に大阪の第1条の部分を、大阪の第1条とか参考にした条文を載せております。そして上のほうに四角で囲っている中で、両方とも黄色で網かけがしているかと思えます。この網かけ部分が違うところです。ここ、例えばこの第1条でしたら、大阪府の第1条をモデルに作っておりますが、飯塚市の提案している条例案のほうでは、自然環境及び生活環境に与えるというふうな形になってはいますが、大阪府のひな形では、「生活環境、景観その他自然環境に及ぼす」というふうな形で、言葉が少し違っている部分を指し示しています。

まず第1条については、目的に関する規定です。第2条は、基本理念です。そして、第3条については、文言の定義です。こちらについては神戸の第2条を参考にし、第6号、周辺関係者のみ大阪の第3条の規定を使っております。第4条では、市の責務、大阪の第4条を参考にしております。第6条、同じく大阪の第6条を参考にしております。第7条については、大阪の第7条を参考に、第8条については、大阪の第8条を参考に、第8条第1号で地滑り等防止法、そして大阪のひな形とちょっと違いますが、ここは法律の名称を確認したところ、現在、地滑り等防止法という形でしたので、こちらは修正をしております。第9条については、大阪の第9条を参考にしています。ただし、括弧書きの頭にあるように、大阪の第9条第2項に関しては、後ほど出てきます第25条とバッティングするため、今回の提案の中からは削除しております。第10条、周辺関係者への説明については、大阪の第10条を参考に、そして、またあと文言整理と条ずれ等に関する適用をしております。次に、特定事業の実施に係る許可、飯塚市の今回提案している条例では、太陽光発電設備に関して特定事業というふうな形で、第3条のほうで文言の定義をしております。それに関して、地域全体を許可制にするというのが、この第11条になります。神戸の第8条を参考にしておりますが、神戸の第8条を見ていただいたら分かるように、許可区域は幾らか設定してありますが、私どもの中では、許可区域、地域指定を削除して、全域許可制としております。第12条、許可の基準です。こちらについては、神戸の第9条を参考に、変更している部分は条ずれの分だけです。第13条については、事業計画の変更の許可になります。神戸の第10条を参考にしております。条ずれの部分だけ

です。第14条、特定施設の設置の完了に係る検査として、神戸の第11条を参考にしております。神戸の第11条では、設置完了に関してきちんと検査をするという形になっておりまして、それについては非常に大切だと思っております。そして、第15条、許可の取消しです。神戸の第12条を参考に、変えている部分は、条ずれの部分だけです。第16条、特定施設設置完了後の定期報告、神戸では、太陽光発電設備の設置が完了した後、毎年、この第1号から第3号に定める特定施設に係る維持管理の状況、そしてまた、この太陽光発電設備を廃止した後に、どのような形にするのか、そしてまた廃止した後にする措置のための費用の確保がどうなっているのかについて、きちんと、報告をさせるという形になっております。そこについて同じように定めさせていただいております。第17条、廃止の届出、大阪の第14条を使わせていただいております、先ほど、文言の定義で太陽光発電設備について特定施設というふうな形で定義しておりますので、文言の整理をしております。第18条は特定事業の承継、メガソーラーを造った後に、会社がそのまま転売されたとか、もしくは事業そのものが転売されたというふうなときへの条文になります。神戸の第18条を参考にしております。第19条については、大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理として、神戸の第19条を参考にしております。大規模特定事業に関しては、5ヘクタール以上に関して大規模特定事業として、こちらについては、もう少ししっかり見ていこうというふうな形で、神戸のほうは作られております。神戸に関しては、5ヘクタール以上でしたら、廃棄等費用に関して、きちんと一旦、金融機関に預入してくださいと。そして、それに関して何かあったときの代執行とかの費用に充てようという形になっておりますが、ただ今、今年4月1日から改正FIT法が施行され、その分の積立制度ができましたので、ただし書として、第19条第1項の「ただし」というところ、「ただし、他の法律に基づく廃棄等費用の積立制度の適用を受ける場合はこの限りではない」と書き込んで、改正FIT法に基づく積立ををするときは、こういうような形をしなくていいよというふうな形でしております。第20条に関しては、第19条で積立てた場合に、その積立金に関して、金額を積立てをしたこと、そしてまたその保証金の額を公表するという制度、神戸の第20条をそのまま使っております。保証金の使途についても、神戸の第21条をそのまま使わせていただいております。ただし、第2項に関しては、四角で囲んでいるところ、第2項がずらっと黄色で囲まれています、これに関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の部分ですので、これに関しては都道府県知事の権限となります。そのためこの第2項に関しては削っております。それに併せて、第3項、第4項が項がずれて第2項、第3項へ、そしてまた第4項にある廃棄等の規定の部分削除しております。第22条に関しては、質権設定契約の解除、神戸の第22条をそのまま使わせていただいております。第23条は、神戸の第23条と同様に、大規模特定事業に係る損害賠償責任保険へ加入することを規定させていただいております。第24条では報告の徴収及び立入調査として、神戸の第24条を使わせていただいております。何か問題があるとか、そういった部分があったときに、事業者に対して報告もしくは資料の提出を求めることができる。また、職員が立入調査をすることができるような規定を作っております。第25条に関しては、神戸の第25条と同様に、指導及び助言について作らせていただいております。ここの部分がありますので、上のほうで第2項を削りましたというお話をしました。事前協議の際に、第2項についてはバッティングしますので削りましたというのは、ここの部分になります。第26条は、勧告です。施設基準に従わずに特定事業を実施しているものであったりとか、禁止区域を事業区域にしているものとか、そういった方々に対して勧告をすることができるようにしております。こちらについては神戸の第26条と同様です。あと文言の整理が入っております。そして公表、神戸の第27条と同様、勧告を受けた者が勧告に従わなかったときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名、名称を公表することができるとしています。第28条は、命令です。神戸の第8条同様、勧告を受けたものが、それに従わなかったというのを公表された後において、なおそれでもやらない場合には、命令

を下すことができるとなっております。そして、第29条については規則への委任ですので、大阪の分を使っております。附則に関しては、施行期日の調整等と経過措置に関して、おおよそ神戸の分を使わせていただきながら、調整をしております。

条例の組立てとしては、市域全体を2つに分けています。1つは、禁止区域です。第8条にあるように、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に定める急傾斜地崩壊危険区域、そして土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害特別警戒区域、この3つに関しては、やはり危険な区域ということで、ここに関しては、基本もう太陽光発電設備の設置はできないようにしよう。そしてまた、それ以外でもいろんな要件があって、ここは造るのはよろしくないよねということが出てくるかと思えます。その部分を第4号、第5号で禁止をすることができます。全体のうち禁止区域をここ、残りの部分に関しては、許可区域というふうな形でさせていただきました。そしてまた、実際設置のときはそうやって規制をします。そして、設置がされて、そして実際にされるようになったら、営業されるようになったら、毎年毎年きちんと報告をしてくださいというふうな形になります。何かあったときは、5ヘクタール以上の分でしたら積立てたお金、第19条において積立てたお金に関して、それを使う。ただし、FIT法の適用を受けてる部分に関しては、そこでの積立てをやっているところに関しては、そちらのほうが優先するというふうな部分です。そういう形で作らせていただきました。こういった形で、今まで飯塚市においては、残念ながら白旗山、ずっと地域の住民の方々は、造ってほしくないというふうな形でお話をしておりまして、飯塚市においても、住民の同意のない開発についてはすべきではないという意見書を出しましたが、残念ながら森林法の中では、県は許可を出さざるを得ませんでした。そういったことのないようにということで、全国各地で条例が作られており、それが資料4の再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況にあるように、この資料では184の自治体がこうやって条例を作っております。自治体でいうとおよそ1割程度が作っていると考えていいかと思えます。飯塚市においても、まずは白旗山、あの状況を見るにつけ、同じようになったら困ると皆さま方が思われていますし、それを防ぐためには、このような条例を作るしかないと考え、提案させていただいております。

また、現実には白旗山に関してもできて、もう既にある施設に関しては、経過措置の中で、みなし許可というふうな形でとっておりますが、ただ、毎年毎年の定期報告等は必要になります。そういったことをやらなかった場合は、許可の取消しの対象になります。そういった部分で、既にある施設に関しても一定程度の歯止めがかかる。きちんとした維持管理をしてもらうための歯止めがかかると考えております。そういった形で条例に関しては組立てをさせていただきました。

先ほどずっと説明したように、今回、私どもが提案した条例は、言わば本当に、大阪府のひな形と、それと神戸市の条例のハイブリッドです。見ていただいたら分かるように、かなりの部分、もう流用みたいな形です。そういった部分を考えると、大阪府、そして神戸市の制定の段階で十分な法的審査を受けておると考えますし、私どもの中でも読み込みながら、ちょっとバッティングするねというところとか、それとここはちょっと私どものところではやるべきではないと思ったところ等々については、削りながら提案をさせていただきました。慎重審議の上、ぜひ可決していただけたらと思っております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○委員長

説明は終わりましたので、まず、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

出されたタイミングですね。こういう大切な条例を出されるときには、もっと同僚議員にこういうことしているよとか、もうちょっと丁寧にされるべきだったと私は考えますが、その辺

はいかがですか。

○江口議員

本来であれば、そのような時間があつたほうがよかつたかもしれませんが、他方でやはり地域住民の方々には、こうやってできることを恐れられています。実際に白旗山以降についても、例えば明星寺であるとか、そういった所でメガソーラーが地域にできるのではないかというふうな話の中で、反対運動もあつておりました。そういった地域住民の生活をどうやって支えるかということを考える中で、できるだけ早期にというふうな形でその部分が配慮不足になつたことは否めませんが、それでもやはり一刻でも早く、定めるべきだということで、提案させていただきます。また、併せて、本会議の中でもお話ししましたが、本来でしたら、前回3月議会で、委員会の審査に間に合うように出すべきだと思いますが、そこについても、条例の精査の部分で間に合わなかつた部分がありましたので、このタイミングとなりましたということでもあります。

○佐藤委員

配慮が足りなかつたと言われましたけれども、たしか違う条例案を同僚議員が出したときに、唐突に出してという意見が本会議で出たこともあつたと思います。これを出されるときに、この提出者全員で集まって、このタイミングで出そうと、きちんと話し合われたのかどうかお伺いいたします。

○江口議員

それについては集まってというような形ではありませんが、連絡をとりながら、確認はしております。

○佐藤委員

本会議場でもありましたけれども、これを出されるときに執行部と打合せをされたかと聞きましたけれども、回数はたしか1回だったんですね。それでよろしいですか。

○江口議員

条例を、この部分の勉強を始めたのは、昨年夏ぐらいであります。それから1回ではないですが、その条例の成文というか、ある程度の文言になっているものに関しては、そのぐらいかもしれません。本会議でお話ししましたように、実際に提案したものに関しては、お見せしてはおりません。

○佐藤委員

実際、この条例は見せていないということですね。

○江口議員

最後の形については見せていないというのは、3月議会の最終日でも述べたとおりであります。

○佐藤委員

すみません、どういう形まで見せられたんですか。そしてそのときに、こういう趣旨を考えてある、執行部もそしたら一緒に協力してやっていきたいと思いますという感じだったんでしょうか。その辺だけでもお聞かせください。

○江口議員

最後の形になる何世代か前の形、条例の形ではありましたが、実際に提案したものとは、幾つか違う点があつた部分であります。そこに関して、お見せしてこういった形を考えているというところで、そういうことですか、私どもも考えますが、もろ手を挙げて賛成というところまではお話しはいただいておりません。

○佐藤委員

もろ手を挙げて賛成という感じではなかつたということですが、具体的にどういう反応だったのかお伺いいたします。

○江口議員

そこに関しては、それこそ執行部のほうにお聞きいただいたらいいかと思うんですが、そうですね、ハイブリッドなんですね、どちらかというと、神戸のほうが実効性は高いんでしょうかという話がありました。

○佐藤委員

最初に、議員に対しての配慮もなかったと。そして執行部にも、条例の最終案を見せていない。この条例をやはり使っていくのは執行部だと思うんですね。やはりその部分でもやはり私はもっと丁寧にすべきだったと思いますけれども、そこをなくしても早くする、この条例を早く提出しなかったということは先ほど、当初の理由でよろしいですか。

○江口議員

私どもは立法機関であります。もちろん、ベストは、それこそきちんとできた上で、調整ができた上で出すのがベストかもしれませんが、やはり地域住民のことを考えると、早期の成立のためには、早期に審議入りする必要があると考えました。そういった形で先ほど言われたとおりで結構かと思えます。

○佐藤委員

後は執行部にも聞いていったりしますけれども、ただこの委員会で提出者は2人いるんですね、やはりその辺にも、あとこの4人が負担がかかるという思いがありますので、ゆっくり審議したいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

この太陽光発電は、白旗山等に代表されるように、森林法の適用を受ける場合が多いと思うんですけど、御存じのとおり林地開発許可は県知事の許可ですよ。県知事の許可を受けたら、今まではできましたけど、今度市長の許可がいるようにされていますよね。その辺のこう優先というか、例えば県知事の許可を受けても市長の許可がなければできないとか、そういうことになるんでしょうか。

○江口議員

森林法と今回提案した条例とは、全く別個の観点からの部分であります。ですので、森林法の許可、もし森林法の許可が必要な太陽光発電設備を造りたいとき、導入したいときには、森林法の開発許可も必要ですし、片方で条例の市長の許可も必要になります。

○城丸委員

両方とも必要になると。県知事の許可を受けて、市長の許可を受けないと太陽光発電はできないということではないですか。

○江口議員

先ほどお話しました森林法の適用になる場合、開発許可が必要になる場合は、県知事の許可、開発許可が必要になりますし、片一方でこの条例に関してはこの条例の市長の許可が必要となります。言われるとおりであります。それについては、全国各地で184本、そのうち幾つかは都道府県の分がありますが、多くは市町村の条例等であります。そういったことでも明らかだと思います。

○城丸委員

それとこれは184の中に、都道府県もあるということですけど、政令都市以外の分もあるということですよ。

○江口議員

もちろん政令都市以外がほとんどであります。市から町までございます。

○城丸委員

それとちょっと、もう一つお聞きしたいんですけど、さっきのイエローゾーン、レッドゾーンのところです。土砂災害警戒区域と特別警戒区域、この分は県のほうでは、ある一定の条件をクリアすればできるようになっています、構造物とかそういうのは。その辺の整合性はどうなっているのか。

○江口議員

この条例の中では、そういった地域については、禁止区域としています。ただし、条例の中でも、第7条第2項で、第8条に定める禁止区域に関しては事業区域に含めてはならないんだけど、ただし事業区域及びその周辺区域の状況等により、明らかに市長が、支障がないと市長が判断した場合はその限りではないとして、例えば、そのエリアの中でも、ほとんど実際に事業をやろうという方々の土地であって、何かあってもそこの中だけで被害が収まるであったりとか、もう、ほかの所への支障がないというふうな形で、市長が判断した場合は、その限りではないとしております。ただ、エリアとしては全域、その3つの第1号、第2号、第3号で言われた地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別区域については、全域、基本禁止区域であります。

○城丸委員

県の条例か何か知りませんが、県の分と整合性がとれていないような気がしますけど。

○江口議員

先ほど、市長が許可できるのかどうかというふうなところと一緒に、これはあくまでも、飯塚市が太陽光発電施設に関して、自然環境を生活環境との共生のためにつくる条例であり、森林法とは目的が違いますので、そこについては、整合性は問題ございません。違っても問題ございません。現実に同じような形で、ここの部分はそれぞれ説明しましたように、大阪府のひな形にも入っております。当然のこと、大阪府でも、森林法の適用になりますから、府知事の部分がありますけれど、大阪府の市町村でこうやって定めているところもございます。

○城丸委員

今のイエローゾーン、レッドゾーンは森林法ではないと思うんですけど、森林法なの。

それと最後に、ちょっともう1つお聞きしたいんですけども、そういう地域との共生ということでは、そういう環境破壊ということが一番大きな問題だと思うんですけど、そういう観点であれば、そういう例えば埋め立てとか、盛土とか、そういう森林法全体に関わるようなことを、条例で取り上げるということは考えてなかったですか。

○江口議員

当初、メガソーラーに関して規制を何とかできないかというところから勉強を始めました。その中で確かに盛土の話も出ました。それこそ、熱海の事故がありましたし、盛土に関して規制することを考えなくてはならないのかなという話が出ましたけれど、ここまでやる盛土に関しては、非常に技術的な部分とかもありながら、私どもにとってはちょっとハードルが高いと判断をいたしました。中で、まずは今現在困っている白旗山、そしてまた、第2の白旗山ができることをどうやって防ぐのかということで、まずはそこに注力をしようということで、盛土等に関しては、外させていただきました。現在その盛土に関しては、盛土規制法案が、3月でしたか、国のほうで審議入りしており、その法で一定程度進展はあると考えています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

提出者のほうにお伺いしますが、今の城丸委員のほうからもありましたとおり第7条、第8条に関連してですけど、第7条についてのところでも地すべり防止法及び急傾斜地崩壊による災害防止のためということに関連して、ひも付けた上で禁止区域を設けるというご説明がありましたけど、禁止区域については、提出者としてはどのような形で、どの地域を指定され

るのか、そこら辺もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○江口議員

ここの第1号、第2号、第3号に関してはそれぞれ指定されたエリアがありますので、そこがそのまま禁止区域となります。第4号、第5号に関しては、こちらに関しては、市長サイドのほうで検討していただき、こういったところはどうだろうということで、できましたら地域住民であるとか、私どもと検討して、協議した上で、規則等で定めていただきましたらと思っております。

○吉田委員

それでは、今のご説明だったらまだ今のところ、その指定地域である地すべり防止法及び急傾斜地の崩壊の危険性があるところを除いてについては、執行部のほうでお願いするという考えのほうが強いみたいな取り方なんですけど、大体、今現状でどこら辺がというのは考えられてないわけですね。

○江口議員

実は、私どもの検討する中で、例えば住宅地から何メートル以内というのを定めてはどうかという話も出たんですけど、実はそこまで条例で定めているケースというのは、実はほとんど、私どもでは見つけきれなかったんです。ただ、規則のほうで定めているとか、神戸のマニュアルとかを見ていただいたら分かるかと思いますが、このぐらい、何メートルぐらいとか、線路から何メートルぐらいとかいう部分を書いてあったりはします。そこに関しては特に技術的になりますので、そこについては、市長サイドに任せたいというような形であります。

○吉田委員

急傾斜地の関係の法律については、法律第57号で急傾斜地という形であります。この行為の制限の中には、第7条については、急傾斜地崩壊危険区域内においては次の号に掲げる行為は、都道府県知事許可を受けなければしてはならない。このようにうたっています。地すべり等防止法については法律第30号で、行為の制限ということで第18条に、地すべり防止区域内において、次の各号の1に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。このように法令では定まっております。このことについて、法律上とあとまた条例の制定との整合性とかいうことも考えられておられるのか。そこについて法令で決まっている分をあえて条例まで載せるということも、考えにくいではなからうかと思うんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○江口議員

ぜひ、大阪の資料2の大阪モデルひな形の資料の第7条、第8条あたりを見ていただけたらと思います。この中では、例えば、ひな形の第8条、区域の指定の中では、先ほど言った私どもが設定した地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域以外にも、いろんな部分もあったりはします、ひな形の9ページの下の段ぐらいですね。この中では自然公園法の国定公園だったりとか、鳥獣保護区であったりとか、農用地区域であったりとか、保安林だったりとか、これは抑制区域なのですが、こういった部分も含めて検討するということもあり得ると思いますが、片一方で禁止区域のほうに関しては、大阪のひな形は全く同様となっておりますので、条例と法との整合性としては問題ないと考えます。ここの括弧の点線の括弧書きのところも読んでいただけたら、いろんなところがあり得るのだけれどというふうな形が書いてあるかと思いますが。その中で、私どもとしては今回の提案に関しては最大公約数といいますか、ということと、第1号、第2号、第3号を地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害の特別警戒区域のほうを上げるというような形でさせていただきました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。ほかにないようですので、議題全般に関する質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず、提出者または執行部のどちらに対する質疑であるかを明確

にした上で発言していただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○城丸委員

まず最初、さっきちょっと聞いたんですけれども、イエローゾーン、レッドゾーンですね。この分について県ではある一定の条件というか、工作物を造る場合に条件があれば、それでもできるようになっています。それを休止するというのは、できると思いますか。

○委員長

それは執行部ですか。

○城丸委員

執行部。

○環境整備課長

土砂災害防止法の関係ですが、レッドゾーンにつきましては、災害の防止という観点から、その部分が傾斜であったりとか、そういう部分が解消されれば、許可がおりるというふうに認識しております。

○佐藤委員

先ほど提出者にもお伺いしたのですが、執行部にお伺いいたします。この条例を研究していると聞いて、どう考えられてどういうふうなコメントをされたのかお伺いいたします。

○市民環境部長

提出者のほうから、先ほど提案するに当たって、執行部との勉強会と言いましょうか、一度、私のほうが課長時代に一度行きました。そのときに大阪と神戸の、この条例を参考に、一応ひな形的なものを作っているということで拝見をしたときに、率直に申し上げまして、地理的な条件といいましようか、まず本市と神戸で言えば、神戸市の地理的なものが大きく違うという点と、あとちょっと気になった点が禁止区域です。先ほどから出ていますけど禁止区域の中に、急傾斜の法とか、土砂災害の法も含めまして、県知事の許可を要するんですよね。県知事のほうでいろんな基準をもとに判断をいただくと、その辺がどうなのか。あと冒頭に出ましたように、2022年4月からFIT法がまた変わります。これは資源エネルギー庁のほうで、毎年毎年ガイドラインの見直しも行われています。この今、条例案の中に廃棄物等の費用の積立という話も載っていますけれども、これも義務化されます。こういうふうに国のほうの今法律も、いろんな太陽光といいましようか、自然エネルギーの普及促進を促していくために、どういうふうな法整備、具体的な法を策定していったらいいのかということで、いろいろ変わってきております、流動的です。だからその辺を踏まえて、執行部としては、今後もそういうふうな動向を注視しながら、また、ほかの法との整合性等々を見ながらやって、検証して研究していきたいというふうな考えでおります。

○城丸委員

提出者にもう一回質問したいんですが、今、日本の電力とかというのは、やはり火力発電とか、CO2排出量の多いやつに頼っていかざるを得ない状況にあると思うんですけど、そういう中でCO2の排出量を減らしていこうということで、代替エネルギーとか、そういう太陽光とか風力とか、そういうのを発電していこうという動きが多いんですけど、その辺の考えは、提出者はどんなふうに考えていますか。

○江口議員

3月の本会議でも、一部お答えしたかと思うんですが、当然のことながら、再生可能エネルギーの活用については必要だと考えております。ですので共生というふうな形でやる。ただし、現在太陽光発電設備の中で事故が起きて、神戸も条例ができるきっかけは、ソーラーパネルが新幹線の線路の近くに落ちてきたと。山陽新幹線が止まったような事故が起きたと、そういう事故がかなり全国各地で起こっています。だからこそこうやって184もの条例ができるようになりました。ただそれは、その条例をつくられている皆さま方がそうだと思うんですけれ

ど、再生可能エネルギーは大変必要だと思っているんだけど、現状では地域住民とのコンセンサスがきちんととれていない。ないし、事故があったりとか、廃棄されたときに、もうそのままほったらかしにして、それをほったらかしにされるのではないかと危惧を皆さま方が持っておられます。そのためには、必要な法整備が必要で、それについてきちんと効力のある法整備が必要だということで、条例の制定をさせていただきました。これについては、先ほどのFIT法で言われるように、改正FIT法ができましたけれど、これは積立てをするのはFIT法、FITをやる部分とFIPをやる部分ですね、この2つだけです。この制度を使わない太陽光発電設備に関しては、積立て制度はありません。そうするとそこに関して、どうやってきちんと担保していくのか、そういったことも必要ですので、条例は必要であると考えています。

○城丸委員

そしたら今度は執行部のほうにお聞きしますけど、大阪と神戸の案を参考に作られたということで、そのときに法的なことも、恐らく作ったときに考えてあるので問題はないという説明でありましたけど、全体を見渡して、執行部のほうは、この条例について法的な問題はありますか。またあるとしたらどの辺ですか。

○環境整備課長

執行部としましても条例案を拝見させていただいております。大阪府のひな型及び神戸市の条例を参考に提出いただいているということでございますが、現在その内容を正直に言いますと勉強させていただいている状況でございます。先ほど部長のほうから答弁もありましたように、国の動向、経済産業省のFIT法、4月から新たな法整備が行われているところでございますので、現在、関係法令についても研究させていただいているというような状況でございます。

○城丸委員

できるだけ早く、勉強していただくようお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

先ほど執行部のほうからご説明にもありましたが、部長の答弁でありましたが、先ほど言ったように第7条、第8条のところはどうも引っかかるんですね。提出者いわく、1度ほど執行部と打合せをして、提出に当たったということなんですけど、その分を部長の答弁の中にもありましたけど資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン、太陽光発電についてということで、4月の改訂版があります。この5節に、撤去及び処分に関すること、リサイクル、リユース、廃棄についてということで、まずこれをやる場合に当たって、認定事業者は、積立対象区分に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて、発電した再生可能エネルギーを電気を供給するときは経済産業省令で定める期間にわたり、再生可能エネルギーの発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てること。次に、出力10キロ以上の太陽光設備の場合、災害等における発電事業の途中で、修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入することと、4月に定めております。これについて、1についての認定事業者の積立金についてはもう決定しておりますが、あと火災保険や地震保険に加入するようということについては、発電事業者については2022年7月以降、適切な時期において原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差引き、外部機関に積み立てることを義務づけるような制度が適用されるように検討されているということでもあります。ここら辺も踏まえてちょっと進めていく場合について、関連性について、よく検討をしていただきたい。これは、執行部に対してでも、今後進めるに当たってはということですけど、禁止区域のところもありますし、ここら辺についてもこういう形でありますので、よく検討されてみて進めて

いかれたらと思いますのでよろしくをお願いします。

○永末委員

今、執行部のほうからちょっと答弁のほうも聞いておまして、私は提出者ですので、その勉強会の過程の中で、江口議員の話とかもちょっと聞いていたんですけど、その中で江口議員のほうからも以前からそういうのを作りませんかというふうなお話を市のほうに投げかけていたそうなんです。ただそれが当時の執行部からの回答で、検討しますというふうな話があったけれど、結局検討しますのままでずっと進まず、今まで来たというふうな経緯がありますので、ぜひ精査をされるということですけど、今、同僚議員のほうからもありましたけど、ぜひちょっと早急に検討していただきたいというのがありますし、また先日、白旗山の方々ともちょっと意見交換させてもらって、そのときに正直、こういう部分がこうだったらというふうな意見もありましたけど、総じて、こういう条例がもっと早くあれば、自分たちの生活がもうちょっとこう改善できたのではないかというふうな意見もあったんですよ。なので、やはりそういった実際に、そういうソーラーの影響を受けている方々からしても、ぜひやってほしいというふうな強い意見もありましたので、そういったことも、ぜひ加味していただきながら、早急に検討いただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 52

再 開 11 : 07

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

議員提出議案の提出者と執行部のほうに両方にお尋ねしますが、飯塚市は自然環境保全条例と今回の飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例、この違いをどのあたりはどういうふうに変りましたよということの説明がいただければと思いますけど。

○江口委員

自然環境保全条例、平成18年からあるわけですが、これに関しては、森林を開発する事業、岩石及び砂利を採取する事業、土砂による埋立て、盛土とかの堆積を行う事業、廃棄物の埋立て、盛土、そのほか生活環境の影響を及ぼすおそれがあると市長が認める事業に対し、それらの事業をやるときに関しては、事業の説明に努めなければならないとしてあります。それに関し、また1千平方メートル以上の事業を行うときには、届出というふうな形でされております。私どもが設定しているのは、あくまで太陽光発電設備に関する条例に関してのみです。ですので、自然環境保全条例がどちらかという広い意味での自然環境の条例とすると、一般法とすると、太陽光、私どもが提案している条例については、一般法に対する特別法というふうな形になるかと思います。なぜ、今回改めて作らせていただいたかというのの1つでは、この自然環境保全条例、今既にありますが、この自然環境保全条例ではメガソーラー、今回の白旗山をとめるだけの力がなかったということから、改めて今回提案した条例を作らせていただいたものであります。

○環境整備課長

飯塚市の自然環境保全条例でございますが、森林等を開発する際に自然環境、この条例に基づき届出が必要な条例でございます。先ほど、江口議員のほうが言われましたように、1千平方メートル以上につきましては、事業計画やその閲覧、周辺住民への説明会の開催、市民からの意見書提出があった場合等には、意見に対する見解書の提出等が義務づけられております。事業者におきましては、説明会や意見書で提出された意見を真摯に回答されておりますが、ご意見の内容によっては、相違があった場合には、事業者と住民との間で協定書等の締結される場合等もございます。この協定に関しまして、実際我々が行っていることでございますけど、調整の

申出があったときは協議の場について調査を行っているような条例でございまして、提出された条例案につきましては、規制、太陽光に特化した条例でございます。自然環境保全条例とは違いますが、市の保全条例の中には、周辺関係者への説明、報告、立入り検査、指導、助言及び勧告、公表などの条例がうたっている条例でございまして、その違いはあるにしろ、自然環境保全条例のほうである一定の規制といたしますか、そういうのが行われているという状況でございます。

○坂平委員

私がお尋ねしているのは太陽光発電の事業に関して、今回条例を提出されてあるんですよね。ところが飯塚市には既に自然環境保全条例、こういう条例があるわけですよ。今回提出された内容とこの自然環境保全条例の違い、どの部分は自然環境保全条例で当てはまりますよと。でも、今回出された太陽光発電の条例については、この部分は自然環境保全条例から外れていますよとか、新たにこれが出てきていますよというようなところの精査を1回、整理してもらえませんか。それをすることによって我々もわかりやすいと思いますので、大体資料を読みますと、ほぼ同じような部分が多岐にわたって多いんですよ。だからそのあたりをしっかりと精査していただきたいというふうに思います。よろしく願いしときます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

お諮りいたします。本件については、慎重に審査するというので、継続審査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「地域公共交通について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

提出しております資料についてご説明いたします。

まず、「コミュニティ交通の利用状況について」、令和3年度の利用実績をご報告いたします。

1、予約乗合タクシーの利用状況につきましては、上段の(1)に、市全体の利用者数、1日平均利用者数等の年次推移を記載しております。令和3年度の利用者数は3万8959人と、前年度と比べまして323人の増加となっております。1日平均利用者数は161.7人と、前年度と比べまして0.7人の増加となっております。中段の(2)には、地区別の利用者数等を記載しております。1日平均利用者数を見ますと、各地区とも前年度と同等程度の数値となっております。個々の説明は割愛させていただきます。

次に、2ページ目の2、路線ワゴンについては、資料に記載の3地区で運行しておりまして、表の一番下の欄の1日平均利用者数では、飯塚東地区は9.5人、鎮西地区は4.6人、幸袋地区は4.0人と前年度の令和2年度は10月からの下半期の運行でしたけれども、これと比べまして減少傾向となっております。

次に、同じページの中段以下の3の本市単独運行のコミュニティバスの4路線につきましては、(1)に市全体の利用者数、1日平均利用者数等の年次推移を記載しております。令和3年度の利用者数は2万8060人と、前年度と比べまして、1730人の増加となっております。1日平均利用者数は、116.4人と前年度と比べまして6.7人の増加となっております。(2)には、路線別の利用者数等を記載しております。1日平均利用者数を見ますと、顛田・飯塚線は20.4人、庄内・飯塚線は21.8人、筑穂・飯塚線は51.7人、高田・鎮西線は22.5人となっております。前年度と比べ庄内・飯塚線以外は増加しております。

次に、3ページ目の上段の4の宮若・飯塚線につきましては、1日平均利用者数は、平日で

は44.8人、土曜日は17人、日祝日は11.6人、全体では34.4人と、全て前年度より増加しております。

次に全体の状況を下段の5にまとめておりまして、コミュニティ交通全体の合計利用者数としましては、宮若市との共同コミュニティバスを除く市単独分では、7万1383人と、前年度と比べ3805人の増加、全利用者数合計では、右下の下から2段目ですけれども、8万3921人と前年度と比べまして、5962人の増加となっております。

以上簡単でございますが、令和3年度の「コミュニティ交通の利用状況について」の説明を終わります。

続きまして、提出しております資料、今年度から運行を開始いたしました「エリアワゴンの利用状況について」、4月1日から4月14日までの2週間の利用状況について、速報値という形で、ご報告させていただきます。

資料につきましては、地区別に、また各地区の系統別に運行曜日や便数等の運行状況、右から3つの欄には、運行日数、利用者数、1日平均利用者数等を記載しております。今回は、年度当初の状況として、運行開始後直近の2週間の利用状況を示しておりますけれども、短期間のデータですので、現時点ではこれらの分析等は行っておりません。

また、市民からの問合せ等につきましては、当課において、時刻表やバス停の場所等の確認のほか、運行ルートが増加について、コミュニティバスの廃止について、コミュニティバスの運行ダイヤについて、それぞれ2件ほどのご意見がございました。

今後につきましては、各事業者からの実績報告、運行日、運行便並びにバス停単位での利用状況等が、毎月報告されることになっておりますので、一定期間のデータが集まりましたら、当委員会におきまして、ご報告するとともに、このデータ等を用いて集積や分析等を行い、次年度の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますけれども、提出しております資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

新年度からエリアワゴンという形で運行していただいております。この説明の中でございましたが、2件の要望事項、路線についてと時刻について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○地域公共交通対策課長

問合せ、ご意見等につきましては、運行ルートの増加を望むという内容が2件と今回、コミュニティバスが一部廃止となっておりますので、その部分の内容確認と何とか継続できないものかといった内容、それと運行ダイヤについては、こういう時間に変更できないかというような内容となっております。

○吉田委員

それが具体的にどういう路線であって、どういうところとか時間帯とか、それはお答えできませんか。

○地域公共交通対策課長

申し訳ございません。その程度の資料を今持っておりません。

○吉田委員

まだ4月の後半ということで、これは2週間のデータということですから、このところで要望しておきますけど、やはりそういう2つ、3つのご意見があったということも、直接の問合せの電話ということなんでしょうけど、やはりこの地域交通機関というのはやはり高齢者にとってもそうですし、やはり交通機関を利用することが可能ではないところをカバーしていくと

いう交通機関でございますので、今後、当然常時報告して行って、運行状況並びに状況については報告あると思いますけど、前もって来年度についても臨機応変に対応して行って変更できる場所は変更をしていくということで、お話をいただいております。それに伴いましてやはり地域で、こういう方が利用される方というのは、なかなか交通手段を持っていない方ですから、まだそこまで情報がいついていないという可能性もあります。エリアワゴン等については一番要になってきますので、これも運航状況については、冊子、パンフレットあたりは全戸配布していただきましたけど、今後やはり地域ごとに区分してありますので、地域のまち協及び自治会長会等にやはり下ろしていただいて意見集約をした上で、今後変更点がどのようにしたらいいのかとか、時間帯をどう取り組んでいってもらいたいのかという要望を吸い上げて、また改善できる場所につなげていただくような形をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

エリアワゴンなど、私も1回だけ乗って見たんですけど、よく時刻表を細かく、こう考えてあるなというふうに思いました。やはり残念なのがやはり広報がうまくいついていないのではないかと、見て、自分にはまだ関係ないと思われている方が、私は多いように感じるんですけど、何かこうほかに今からこういった新しい広報をしますというような形は考えられていたら教えてください。

○地域公共交通対策課長

先ほどの質問委員からもお話がございましたけれども、やはり周知、広報というのは今後、課題になってくるだろうというふうに認識しております。言われますように、特にエリアワゴンにつきましては、その地区ごとの内容になってまいりますので、その地区の方々に利用しやすいような形で周知、広報活動をやりたいというふうに考えております。その手法としましては、今内部で検討させていただいているところでございまして、今後、広報紙やチラシなどを使う周知なども検討していきたいと思っております。

○金子委員

先ほど同僚委員からもありましたけど、例えばまちづくり協議会とか、中でも公民館活動としていろんなサークルがあつていて、そこに合わせて来られる方もいらっしゃるようによろしく感じましたので、細かく、誰に来てもらいたいのかという、少しこうチェックしていただいて、より細かい広報活動をよろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から、1件について報告したい旨の申出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて報告を受けることに決定いたしました。

「急患センターの運営のあり方について」報告を求めます。

○健幸保健課長

「急患センター運営のあり方について」ご説明させていただきます。提出しております資料は、飯塚急患センター運営協議会の協議を経て作成された報告書でございます。

1ページをお願いいたします。「1、初めに」、昨年度協議を行うことになった目的を記載しております。新型コロナウイルス感染症による急患センターの運営環境の見直しが必要にな

ったこと及び国の働き方改革による医師の勤務時間の制限が明確になったことで、飯塚医療圏の時間外診療体制の見直しが必要となり、特に小児科の時間外診療については、実施医療機関が少ないため、先行して協議を進めたことを記載しております。

次に、「2、協議経過と委員」についてでございますが、昨年度3回開催いたしました協議経過と委員名簿を記載しております。

2ページをお願いいたします。「3、本医療圏域の時間外診療体制の現状」でございます。表の中で診療科目ごとに、1次救急、2次救急、3次救急を担っている飯塚医療圏の医療機関を記載しております。表上段の小児科の時間外診療は、急患センターと飯塚病院の2か所のみとなっております。

次に、「4、飯塚急患センター現状と課題」でございます。現在の診療日、診療時間、2番目に建物概要、3ページになりますが受診状況、課題について記載をしております。③の受診状況につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、2019年3月以降、大幅に減少している状況であります。④の課題としましては、圏域内の人口減少、少子化による、患者数の減少に伴う運営継続の課題、狭隘な待合室、診察室など、発熱外来を実施する上での物理的な課題、現在対応できていない1歳未満児への診療、小児科医を標榜する医師の減少がございました。

4ページをお願いいたします。「医師の働き方改革による勤務体制の見直し」についてでございますが、今回の急患センターの在り方を見直すもう一つの要因となっております、医師の時間外労働時間の上限規制が2024年4月から適用開始となることに伴い、飯塚病院においても本来の役割である2次、3次救急への集約が必要になったこと、現状においても準夜帯の飯塚病院の小児時間外診療は、地域の小児科医師が交代勤務で対応しているため、早急な見直しや代替機能の検討が必要であること、飯塚病院以外の医療機関でも同様に見直しが行われることから、医師確保のためには、圏域外の大学病院勤務医師との連携が早急な課題であることを記載しております。

続きまして、「6、今後の急患センターの方向性」です。急患センターの課題、医師の働き方改革による勤務体制の見直しを踏まえて、急患センター運営の方向性を出しております。

まず、「①開設場所の方向性」としまして、現状の急患センターが手狭であり、感染症への対策がとれない状況で、飯塚病院の小児の時間外診療閉鎖後、急患センターを受診する小児患者が増加するため、小児科を別の場所に開設する必要がある。5ページをお願いいたします。新たに開設するには、医師以外の医療従事者や医療設備の確保、受診者へのサービス低下を招かないために「救急医療のノウハウがある医療機関であること」「駐車場、診察室、待合室のスペースが十分に確保できる医療機関であること」「住民等の信頼、利便性、認知度が高い医療機関であること」「検査器具等がそろっている医療機関であること」「小児科の医薬品が取り扱える医療機関であること」「小児科に習熟した看護師、薬剤師の配置が可能な医療機関であること」を要件とし、これを満たす医療機関に併設することが望ましいとしております。

次に、「②開設時間の方向性」です。協議会の中では、深夜帯までというご意見もございましたが、やはり大学病院医局、地域の診療所からの応援によって医師を確保するには、先ほどご説明いたしました働き方改革の新規制にある、次の勤務始業まで9時間の連続した休息時間の確保が必要となり、そのためには23時30分には診療を終了する必要があります。また、平日におきましては、遠方からの応援、地域診療所の医師も18時まで診療所を開設していることから、診察開始時間を19時30分、土日祝日につきましては、18時としております。

未開設時間帯の対応につきましては、内科の2次救急医療機関との連携や、子ども医療電話相談事業、#8000番の活用が必要になってくると思われれます。

現在の診察時間と比較いたしますと、平日は2時間の延長、土日祝日は1時間半の延長、年末年始の昼は現状維持、夜は1時間半の延長となります。

6ページをお願いいたします。こちらの表は、2018年の飯塚病院の小児時間外受診患者

の月別時間帯ごとの人数をあらわしております。網かけをしております箇所が、受診者数の多い箇所となっており、1時間当たり40人以上の受診は、18時から23時までの時間帯が多くなっております。この時間帯を含む開設時間が必要であると考えております。

次に、「③医療従事者の確保」についてです。7ページをお願いいたします。上段の表が、2018年飯塚病院小児時間外外来受診患者の年齢別人数、下段の表が、症状別人数を示したものでございます。1歳以下が全体の40%を占めており、症状別では全体の93.9%が外来対応、入院や高度医療に引き継ぐケースは約6%となっております。年間を通して、1歳未満児の時間外診察を可能とする医師を飯塚医療圏内で確保することは非常に困難であり、複数の大学医局との連携が必要となります。行政、医師会、実施医療機関が連携して早急に医師の確保に努めることが必要となってまいります。また、医師だけでなく、看護師、薬剤師などの小児医療に関する知識と経験を有する人材の確保も必要になります。

最後に「7、まとめ」でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、救急医療を担う医療機関での院内感染は、地域の市民の命や健康を脅かすこととなります。小児時間外診療の1次救急を急患センター、2次救急以降を飯塚病院に役割分担して開設していくことが、リスク分散にもつながると考えております。

今回は、協議対象としなかった内科につきましても、働き方改革や救急体制のリスク分散の視点から、本協議会として引き続き検討すべき事項と考えております。今後、この報告書の方向性に基づき、小児救急医療体制について関係機関と協議を行ってまいります。

以上で「急患センターの運営のあり方について」の報告の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

いろんな理由で変化させていくということはすごく分かるんですけど、大事なのは、#8000番という、この告知だと思んですけど、今どのような状況でお知らせをされていますか。どのようにお知らせしているか教えてください。

○健幸保健課長

#8000番の事業についてですが、まず飯塚市子育て事業のご案内というチラシのほうがございます、こちらの中にも、まずお知らせをさせていただいております。それと福岡県のほうが発行しております小児救急医療ガイドブック、必携子ども救急というものが冊子でございます、こちらにつきましても、すみません、今の現状ちょっと子育てのほうに確認していないのでわかっていないところがございますが、県のホームページで見るところでこちらのほうを出生されたお子様のいる家庭に配布しておるところを確認しております。

○金子委員

子育てをされている特に今表を見たらやはりゼロ歳から1歳までのご利用が多かったように感じます。経験されていない保護者は、子どもの発熱を急に感じると、2人目3人目の方はもう何とかなるだろうとよく思われるみたいですが、1人目に初めて夜中に熱が出たって言ったときには、やはりしっかり見てもらいたいというのがやはり人情ではないのかなって思います。そしたらその前に、例えば健診のときとか、母子手帳をもらうときとか、#8000番というものがあってというふうに、しっかり個人個人に説明していただくほうが、いろんな資料がぽんとももらえるよりも、いいのではないかと思います。その辺もやはり小児科の先生たちから発信をしっかりしていただくことも提案させていただきます。どうぞご検討ください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

ちょっと1点だけすみません。今報告で聞いたところなのでちょっとしつかりまた読み回していただこうかなと思うんですけど、非常に重要な内容ではないかなと思って受け止めています。医療機関サイドの事情もあるでしょうし、逆に言うと子育て世代の方々の非常に重要な受入れ先の問題でもありますので、自分自身の経験からも結構やはり子どもは、休みの日に限ってとか、夜中に限って体調悪くなったりしますので、そこら辺の財政上の問題とか、マンパワーの問題とかもあると思うんですけども、そこら辺のバランスをどう取っていくかというところをいろいろ危惧されてるのかなと思うんですけど、今言われた金子委員の質問にもあったんですけど、そういう医療機関に密になることを避けるとか、そういういろんな配置の問題とかを考えたときに、今言われた#8000番、この事業というのが、もうちょっと普及すべきではないかなと思うんですけど、これ自体は24時間体制の事業なんですかね、ちょっとこの事業の中身を少しちょっと教えてもらえませんか。

○健幸保健課長

この#8000番事業につきましては、平日が19時から翌朝の7時まで、土曜日が12時から翌朝の7時まで、日曜日が24時間という形になっております。

○永末委員

最後に、この事業自体は、飯塚市の単独の事業になるのですか。その辺りをちょっと、もしその予算とかわかれば教えてもらっていいですか。

○健幸保健課長

こちらは福岡県の事業で実施されているものでございます。申し訳ありません。県の予算についてはちょっと承知をしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。